

佐倉新町おはやし館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前								
<p>○佐倉新町おはやし館の設置及び管理に関する条例 平成3年7月1日条例第21号</p>	<p>○佐倉新町おはやし館の設置及び管理に関する条例 平成3年7月1日条例第21号</p>								
<p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>								
<p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、佐倉新町おはやし館（以下「おはやし館」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、佐倉新町おはやし館（以下「おはやし館」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>								
<p>(設置)</p>	<p>(設置)</p>								
<p>第2条 郷土の伝統行事、文化等を紹介するとともに、市民に憩いの場を提供する施設としておはやし館を設置する。</p>	<p>第2条 郷土の伝統行事、文化等を紹介するとともに、市民に憩いの場を提供する施設としておはやし館を設置する。</p>								
<p>(名称及び位置)</p>	<p>(名称及び位置)</p>								
<p>第3条 おはやし館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>第3条 おはやし館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 754 497 796">名称</th> <th data-bbox="506 754 1066 796">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 796 497 841">佐倉新町おはやし館</td> <td data-bbox="506 796 1066 841">佐倉市新町185番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	佐倉新町おはやし館	佐倉市新町185番地1	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1173 754 1496 796">名称</th> <th data-bbox="1505 754 2065 796">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1173 796 1496 841">佐倉新町おはやし館</td> <td data-bbox="1505 796 2065 841">佐倉市新町185番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	佐倉新町おはやし館	佐倉市新町185番地1
名称	位置								
佐倉新町おはやし館	佐倉市新町185番地1								
名称	位置								
佐倉新町おはやし館	佐倉市新町185番地1								
<p>(業務)</p>	<p>(業務)</p>								
<p>第4条 おはやし館の業務は、次のとおりとする。</p>	<p>第4条 おはやし館の業務は、次のとおりとする。</p>								
<p>(1) 郷土の伝統行事、文化等の紹介に関すること。 (2) 観光情報等の提供に関すること。 (3) その他市長が必要と認める業務</p>	<p>(1) 郷土の伝統行事、文化等の紹介に関すること。 (2) 観光情報等の提供に関すること。 (3) その他市長が必要と認める業務</p>								
<p></p>	<p><u>(指定管理者による管理)</u></p>								
<p></p>	<p><u>第5条 市長は、おはやし館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）におはやし館の管理を行わせるものとする。</u></p>								
<p></p>	<p><u>(指定管理者が行う業務)</u></p>								
<p></p>	<p><u>第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p>								
<p></p>	<p><u>(1) おはやし館の施設及び設備の維持管理に関すること。</u></p>								

改正後	改正前
<p>(入館の制限)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退館させることができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 施設、設備、展示品又は資料等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) おはやし館の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が入館を不相当と認めるとき。</p> <p>(施設の使用)</p> <p>第6条 市長は、第4条に規定する業務の妨げとならない範囲で、おはやし館の施設を使用させることができる。</p>	<p>(2) <u>おはやし館の施設の使用の許可に関すること。</u></p> <p>(3) <u>第4条第1号及び第2号に掲げる事業の実施に関すること。</u></p> <p>(4) <u>その他市長が必要と認める業務</u> <u>(開館時間)</u></p> <p>第7条 <u>おはやし館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、午後10時までの間で延長することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。</u></p> <p><u>(休館日)</u></p> <p>第8条 <u>おはやし館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。</u></p> <p>(1) <u>月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。</u></p> <p>(2) <u>1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで</u></p> <p>(入館の制限)</p> <p>第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退館させることができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 施設、設備、展示品又は資料等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) おはやし館の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が入館を不相当と認めるとき。</p> <p>(施設の使用)</p> <p>第10条 指定管理者は、第4条に規定する業務の妨げとならない範囲で、おはやし館の施設を使用させることができる。</p>

改正後	改正前
2 おはやし館の施設を使用しようとする者は、 市長 の許可を受けなければならない。	2 おはやし館の施設を使用しようとする者は、 指定管理者 の許可を受けなければならない。
3 市長 は、前項の許可におはやし館の管理上必要な条件を付することができる。	3 指定管理者 は、前項の許可におはやし館の管理上必要な条件を付することができる。
4 市長 は、前条第1号から第3号までのいずれかに該当するとき又は 市長 が使用を不相当と認めるときは、使用を許可しない。 (許可の取消し等)	4 指定管理者 は、前条第1号から第3号までのいずれかに該当するとき又は 指定管理者 が使用を不相当と認めるときは、使用を許可しない。 (許可の取消し等)
第7条 市長 は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくは停止させることができる。 (1) 前条第4項に規定する使用を許可しない事由が発生したとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。	第11条 指定管理者 は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくは停止させることができる。 (1) 前条第4項に規定する使用を許可しない事由が発生したとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。
2 市長 は、おはやし館の管理運営上やむを得ない事情が生じた場合は、使用の許可を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくは停止させることができる。	2 指定管理者 は、おはやし館の管理運営上やむを得ない事情が生じた場合は、使用の許可を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくは停止させることができる。
3 第1項の規定により使用の許可を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくは停止させた場合において、前条第2項の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。 (物品販売等の許可)	3 第1項の規定により使用の許可を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくは停止させた場合において、前条第2項の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)に損害が生じても、 市及び指定管理者 は、その賠償の責めを負わない。 (物品販売等の許可)
第8条 おはやし館において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1) 物品の販売 (2) 寄附の募集 (3) 広告物の掲示及び配布 (4) その他前3号に掲げるものに類する行為	第12条 おはやし館において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1) 物品の販売 (2) 寄附の募集 (3) 広告物の掲示及び配布 (4) その他前3号に掲げるものに類する行為
2 市長は、前項の許可におはやし館の管理上必要な条件を付することができる。	2 市長は、前項の許可におはやし館の管理上必要な条件を付することができる。

改正後	改正前
<p>3 市長は、第5条第1号から第3号までのいずれかに該当するとき又は市長が行為を不相当と認めるときは、行為を許可しない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 おはやし館の使用料は、無料とする。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第10条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第11条 入館者及び使用者は、自己の責めに帰すべき理由により、おはやし館の施設、設備、展示品又は資料等に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例で定めるもののほか、おはやし館の管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>3 市長は、第9条第1号から第3号までのいずれかに該当するとき又は市長が行為を不相当と認めるときは、行為を許可しない。</p> <p>4 第1項の許可は、市長が特に認める場合は、指定管理者にこれを行わせることができる。</p> <p>5 前項の規定により指定管理者が第1項の許可をする場合は、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>(使用料)</p> <p>第13条 おはやし館の使用料は、無料とする。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第14条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第15条 入館者及び使用者は、自己の責めに帰すべき理由により、おはやし館の施設、設備、展示品又は資料等に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 この条例で定めるもののほか、おはやし館の管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>